

八十二証券の証券総合サービス約款集 新旧対照表

施行日 2020年7月1日

新（改正後）	旧（改正前）	備考（改正理由等）
<p>第1章 総合取引約款 第1節 総合取引 第1条、第2条（現行どおり） 第3条（申込方法等）</p> <p>（1）お客様は、当社所定の方法により、あらかじめ、以下の書類を当社の本・支店または営業所に提出することによって、総合取引を申し込むものとし、かつ、当社が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。なお、当社が認める場合を除いて、口座開設はお一人様一口座に限らせていただきます。</p> <p>① 所定の申込書 ② 所定の本人確認書類</p> <p>（2）（現行どおり）</p> <p>（3）お客様には、総合取引の申込みに際し、次に掲げる事項を確約いただきます。</p> <p>①日本証券業協会の「定款の施行に関する規則」に定める反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと</p> <p>②反社会的勢力を利用せず、反社会的勢力に対して資金を提供しもしくは便宜を供与するなどの関与をせずまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有さず、かつ将来にわたっても利用等しない</p>	<p>第1章 総合取引約款 第1節 総合取引 第1条、第2条（省略） 第3条（申込方法等）</p> <p>（1）お客様は、当社所定の方法により、あらかじめ、以下の書類を当社の本・支店または営業所に提出することによって、総合取引を申し込むものとし、かつ、当社が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。</p> <p>① 所定の申込書 ② 所定の本人確認書類</p> <p>（2）（省略）</p> <p>（3）お客様には、総合取引の申込みに際し、次に掲げる事項を確約いただきます。</p> <p>①日本証券業協会の「定款の施行に関する規則」に定める反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと</p>	<p>追加：一人一口座明記</p> <p>追加：反社会的勢力との関与、関係等がないことの記述を追加</p>

八十二証券の証券総合サービス約款集 新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）	備考（改正理由等）
<p>こと</p> <p>③自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をしままたは暴力を用いる行為、虚偽の風説を流布し偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しままたは当社の業務を妨害する行為等を行わないこと</p> <p>④当社に預け入れようとする資金等が犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める「犯罪による収益」に該当しないこと</p> <p>⑤組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律その他関連法令に違反する等、マネー・ローンダリングまたはテロリストへの資金供与を行わないこと</p> <p>⑥日本、米国その他外国又は国際機関等が定める経済制裁対象者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと、また、経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行わないこと</p> <p>（４）前項の場合、ならびに当社が必要と判断した場合において、当社は、お客様に対し、資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源その他当社が必要と判断した事項を確認するために情報提供を求めることがあります。</p> <p>（５）～（９）（現行どおり）</p>	<p>②自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をしままたは暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しままたは当社の業務を妨害する行為等を行わないこと</p> <p>（４）～（８）（省略）</p>	<p>番号変更②→③</p> <p>④～⑥追加 マネー・ローンダリング およびテロ資金供与対策 に関する記述を追加</p> <p>お客様に対する情報提供 のお願いに関する記述を 追加</p> <p>項番変更 4→5, 5→6, 6→7 7→8, 8→9</p>

八十二証券の証券総合サービス約款集 新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）	備考（改正理由等）
<p>第4条（届出印） お客様は、総合取引開始時に総合取引に係る個人固有の印鑑（以下「届出印」といいます。）をお届けいただきます。ご家族等で、同一のご印鑑を使用してお取扱いできません。 取扱店の変更により、同一のご印鑑による届出印をご使用されている場合は、各人個々のお届印にご変更のお手続きをいただきます。ご変更のお手続き後にお取引の開始がいただけます。</p> <p>第5条（印鑑照合等）（現行どおり） 第2節 金銭の受渡方法 第6条（入金のお取扱い）（現行どおり） 第7条（金銭の振込によるお支払い） （1）～（4）（現行通り） （5）①（現行通り）</p>	<p><u>（9）以下の申込みの場合は別途、当社所定の申込書が必要となります。その際、当社はお客様に当該取引に係る約款・規定を交付します。</u></p> <p><u>① 投信るいとう自動積立取引</u></p> <p>第4条（届出印） お客様は、総合取引開始時に総合取引に係る個人固有の印鑑（以下「届出印」といいます。）をお届けいただきます。ご家族等で、同一のご印鑑を使用してお取扱いできません。 取扱店の変更により、同一のご印鑑による届出印をご使用されている場合は、各人個々のお届印にご変更のお手続きをいただきます。ご変更のお手続き後にお取引の開始がいただけます。</p> <p><u>すでに、個人固有の届出がされている場合には、その印影が届出印となりますので、改めてお届けいただく必要はありません。なお、すでに当社に開設されているすべての口座および今後開設されるすべての口座についてもこの印影を当社への届出印として取り扱わせていただきます。</u></p> <p>第5条（省略） 第2節 金銭の受渡方法 第6条（省略） 第7条（金銭の振込によるお支払い） （1）～（4）（省略） （5）①（省略）</p>	<p>削除：①の取引は現状取扱っていないため</p> <p>削除：現状の取扱いと相違するため</p>

八十二証券の証券総合サービス約款集 新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）	備考（改正理由等）
<p>(5) ②利金等については、あらかじめ振込みのご指示がある場合には、前号のご指示をいただかずに指定預金口座に振り込みます。</p> <p>(6) (7) (現行どおり)</p> <p>第8条 (免責) (現行どおり)</p> <p>第3節 有価証券取引 (注文の受注) (現行どおり)</p> <p>第4節 報告・連絡 (下記変更以外現行どおり)</p> <p>第15条②混合保管中の債券については第2章第6条の規定に基づき決定された償還額</p> <p>第5節 取引の制限・解約・変更</p> <p>第17条 (取引の制限)</p> <p>(1)当社は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入出金を含む取引の一部または全部を制限または停止することがあります。</p>	<p>(5) ②利金等については、あらかじめ振込みのご指示がある場合には、前号のご指示をいただかずに指定預金口座に振り込みます。<u>ただし、指定預金口座をお届けいただいたのちに、利金等をそれと異なる預金口座に継続して振り込むことをご希望される場合には、その預金口座を当社所定の用紙によって届け出ていただきます。</u></p> <p><u>第8条 (現金等による出金の取扱い)</u> <u>お客様が現金等を引き出される場合は、所定事項を記載し届出印を押捺された領収書と引換えにお支払いいたします。</u></p> <p>(6) (7) (省略)</p> <p>第9条 (省略)</p> <p>第3節 (省略)</p> <p>第4節 報告・連絡 (省略)</p> <p>第16条②混蔵保管中の債券については第2章第6条の規定に基づき決定された償還額</p> <p>第5節 解約・変更</p>	<p>削除：現状の取扱いと相違するため</p> <p>削除：現金取引は原則行っていないため</p> <p>項番変更：9→8</p> <p>項番変更：10→9, 11→10 12→11, 13→12, 14→13 15→14, 16→15</p> <p>民法改正による「混蔵」から「混合」への変更</p> <p>(取引の制限) を新設</p>

八十二証券の証券総合サービス約款集 新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）	備考（改正理由等）
<p>(2)上記1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入出金を含む取引の一部または全部を制限または停止することがあります。</p> <p>(3)上記1、2項に定めるいずれの取引の制限等についても、お客様からの合理的な説明等に基づき、取引の制限等をした事由が解消されたと当社が認める場合、当社は1、2項に基づく取引の制限等を解除します。</p> <p>第18条（取引の解約事由） 総合取引に係る契約は、以下の事由に該当したときに解約されるものといたします。</p> <p>①～④、⑥、⑧、⑨、⑩、⑬（現行どおり）</p> <p>⑤お客様またはお客様の代理人が暴力団員、暴力団</p>	<p>第18条（取引の解約事由） 総合取引に係る契約は、以下の事由に該当したときに解約されるものといたします。</p> <p>①～③、⑤、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫（省略）</p> <p><u>④お客様が本章第22条の約款の変更に同意いただけないとき</u></p> <p>⑥お客様が暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる</p>	<p>番号変更⑤→④、⑥→⑤ ⑦→⑥、⑧→⑦ ⑨→⑧、⑩→⑨ ⑪→⑩、⑫→⑬</p> <p>④削除。「定型約款」では、法令上、お客様の同意を要せず、一方的に変更できることとなっているため 代理人を追加</p>

八十二証券の証券総合サービス約款集 新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）	備考（改正理由等）
<p>関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、日本証券業協会の「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」に基づき、当社が解約を申し出たとき</p> <p>⑦お客様が、第3条3項に基づき行った確約またはこの約款に基づき求められた事項の申告に関して、違反ないしは虚偽の申告をしたと相当の事由をもって当社が判断し、当社が解約を申し出たとき</p> <p>⑩当社が第3条4項に基づきお客様に情報提供を求めた場合で、お客様が当社が必要と認める情報提供を行わなかったとき</p> <p>⑫お客様が犯罪による収益等の隠匿または收受等に関与したと当社が相当の事由をもって判断したとき</p> <p>第19条～21条（現行どおり） 第22条（約款の変更）</p> <p>（1）この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに機構の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>（2）前項によるこの約款の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>（3）前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p>	<p>る総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、日本証券業協会の「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」に基づき、当社が解約を申し出たとき</p> <p>⑧お客様が口座開設申込時に行った「反社会的勢力でない旨の確約」に関して、虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>第19条～21条（省略） 第22条（約款の変更）</p> <p>この約款集は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに変更されることがあります。</p> <p>① 変更の内容が、お客様の従来の権利を制限したり新たな追加義務を課することになる場合には、その内容を通知させていただきます。</p> <p>② 前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合は、当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告によって代える場合があります。</p>	<p>反社以外の「確約」に対しても適用する</p> <p>⑩⑫追加</p> <p>民法の改正に合わせて記述を変更する</p>

八十二証券の証券総合サービス約款集 新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）	備考（改正理由等）
<p>第6節 内部者登録制度（現行どおり） 第7節 雑則（現行どおり）</p> <p>第2章 保護預り約款 （下記変更以外現行どおり） 「混蔵」を「混合」へ7箇所変更</p> <p>第3章 外国証券取引口座約款 第1節～第3節（下記変更以外現行どおり） 「混蔵」を「混合」へ5箇所変更 第4節 雑則（下記変更以外現行どおり） 第27条（個人データの第三者提供に関する同意） お客様は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該お客様の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量、取引履歴、その他当該場合に依じて必要な範囲に限りま</p>	<p>③ この約款集による取引等に際しての種々の手続きその他当社の定める事項は、当社の営業店の店頭 に備え置いてお客様にお知らせいたします。 ④ この約款集の条項中、当社から諾否の回答期限を 定めて変更の申入れがあった場合において、お客様 が所定の期間中に異議の申し出をしなかったとき は、その変更に同意していただいたものとさせてい ただきます。</p> <p>第6節（省略） 第7節（省略）</p> <p>第2章（省略）</p> <p>第3章 外国証券取引口座約款 第1節～第3節（省略） 第4節（省略） 第27条（個人データの第三者提供に関する同意） お客様は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に 定める者に対し、当該お客様の個人データ（住所、 氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数 量、その他当該場合に依じて必要な範囲に限りま</p>	<p>民法改正による「混蔵」 から「混合」への変更</p> <p>民法改正による「混蔵」 から「混合」への変更</p> <p>「取引履歴」を追加</p>

八十二証券の証券総合サービス約款集 新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）	備考（改正理由等）
<p>同意するものとします。</p> <p>第4章～第8章（現行どおり）</p> <p>第9章 非課税上場株式等管理に関する約款 第1条～第4条（現行どおり）</p> <p>第5条（非課税管理勘定終了時の取扱い）</p> <p>（1）本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします（本章第6条第2項または本章第7条第2項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。</p> <p>（2）前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>①お客様から非課税管理勘定の終了する年の11月30日までに当社に対して第8条第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p>	<p>のとします。</p> <p>第4章～第8章（省略）</p> <p>第9章 非課税上場株式等管理に関する約款 第1条～第4条（省略）</p> <p>第5条（非課税管理勘定終了時の取扱い）</p> <p>（1）非課税管理勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。</p> <p>（2）前項の規定にかかわらず、第6条第2項または第7条第2項の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。</p> <p>（3）前二項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>①お客様から当社に対して第8条第1項第2号に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>②お客様が当社に特定口座を開設していない場合、又は特定口座を開設している場合で、お客様から当</p>	<p>非課税口座開設者が出国した場合の特例措置に関する記述の追加</p>

八十二証券の証券総合サービス約款集 新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）	備考（改正理由等）
<p>②お客様から非課税管理勘定の終了する年の11月30日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>③前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p> <p>第6条、第7条（現行どおり）</p> <p>第8条（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものおよび租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>①次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等につ</p>	<p>行に対して施行令第25の13第8項第二号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管</p> <p>③前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p> <p>第6条、第7条（省略）</p> <p>第8条（非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>当社は、お客様の非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文および第29条の3第1項本文の規定の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等および特定外国新株予約権に係る上場株式等を除きます。）のうち、非課税管理勘定への受入れが、振替法に規定する振替口座簿に記載または記録をする方法または当社への保管の委託により行われるのみを受け入れます。</p> <p>①次に掲げる上場株式等で、第3条第4項に基づき当該非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をい</p>	<p>非課税口座開設者が出国した場合の特例措置に関する記述の追加</p>

八十二証券の証券総合サービス約款集 新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）	備考（改正理由等）
<p>てはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</p>	<p>式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。本章第11条第2項において同じ。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えない以下の上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得をした上場株式等または当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）の取扱いにより取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該口座に受け入れるもの</p> <p>ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けたお客様の非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、または当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）から、施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>② 施行令第25条の13第11項により読み替えて準</p>	

八十二証券の証券総合サービス約款集 新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）	備考（改正理由等）
<p>②租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>第9条～第14条（現行どおり）</p> <p>第15条（契約の解除）</p> <p>次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>①お客様から租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>②租税特別措置法第37条の14第27項第1号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第29項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）</p> <p>③租税特別措置法第37条の14第27項第2号に定め</p>	<p>用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ その他、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>第9条～第14条（省略）</p> <p>第15条（契約の解約）</p> <p>次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日に、この契約は解約されます。</p> <p>① お客様が当社に対して第7条第1項の規定に基づき非課税口座廃止届出書を提出されたとき 当該提出日</p> <p>② お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める出国届出書を提出されたとき 出国日</p> <p>③ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>④ 非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日</p>	<p>非課税口座開設者が出国した場合の特例措置に関する記述の追加</p>

八十二証券の証券総合サービス約款集 新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）	備考（改正理由等）
<p>る「出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除く）租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みま</p> <p>す。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25号の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>第16条 （現行どおり）</p> <p>第10章 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款 第1条～第29条 （現行どおり）</p> <p>第30条 （約款の変更）</p> <p>（1） この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに機構の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>（2） 前項によるこの約款の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時</p>	<p>⑤ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき 当社が定める日</p> <p>第16条 （省略）</p> <p>第10章 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款 第1条～第29条 （省略）</p> <p>第30条 （約款の変更）</p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更</p>	<p>民法の改正に合わせて記述を変更する</p>

八十二証券の証券総合サービス約款集 新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）	備考（改正理由等）
<p>期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>第11章、（現行どおり）</p> <p>第12章 外貨建MMF累積投資約款 （下記変更以外は現行どおり） 「混蔵」を「混合」へ2箇所変更</p> <p>「金融商品販売法に基づく重要事項説明書」 （現行どおり）</p> <p>「個人情報保護宣言」（下記変更以外は現行どおり）</p> <p>6. ご質問・ご意見・苦情等 当社は、お客様からいただいた個人情報等に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めて参ります。ご質問・ご意見・苦情等は、当社の本支店または次の窓口まで（書面等により）お申し出ください。</p> <p>「お客様の個人情報等の利用目的」 （下記変更以外は現行どおり） 「個人情報」を「個人情報等」へ5箇所変更</p>	<p>同意したものとみなします。</p> <p>2 前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページへの掲載によって変えることがあります。</p> <p>第11章（省略）</p> <p>第12章（省略）</p> <p>「金融商品販売法に基づく重要事項説明書」（省略）</p> <p>「個人情報保護宣言」（省略）</p> <p>6. ご質問・ご意見・苦情等 当社は、お客様からいただいた個人情報等に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めて参ります。ご質問・ご意見・苦情等は、当社の営業店又は次の窓口まで（書面等により）お申し出ください</p> <p>「お客様の個人情報の利用目的」（省略）</p>	<p>民法改正による「混蔵」から「混合」への変更</p> <p>営業店を本支店へ変更</p> <p>「個人情報」を「個人情報等」へ変更</p>